

水産業改良普及事業の概要

水産業改良普及事業は、沿岸漁業等の生産性向上、経営の近代化を図るため、道府県の設置する水産業普及指導員を通じ、沿岸漁業者等に対し、沿岸漁業等に関する技術及び知識の普及を行い、その自主的活動の促進を図っている。

【普及体制】

○普及指導員設置県

- ・沿海35道府県[※]及び滋賀県

([※]東京都、大阪府、富山県、鳥取県を除く)

○普及指導員数（令和6年度）

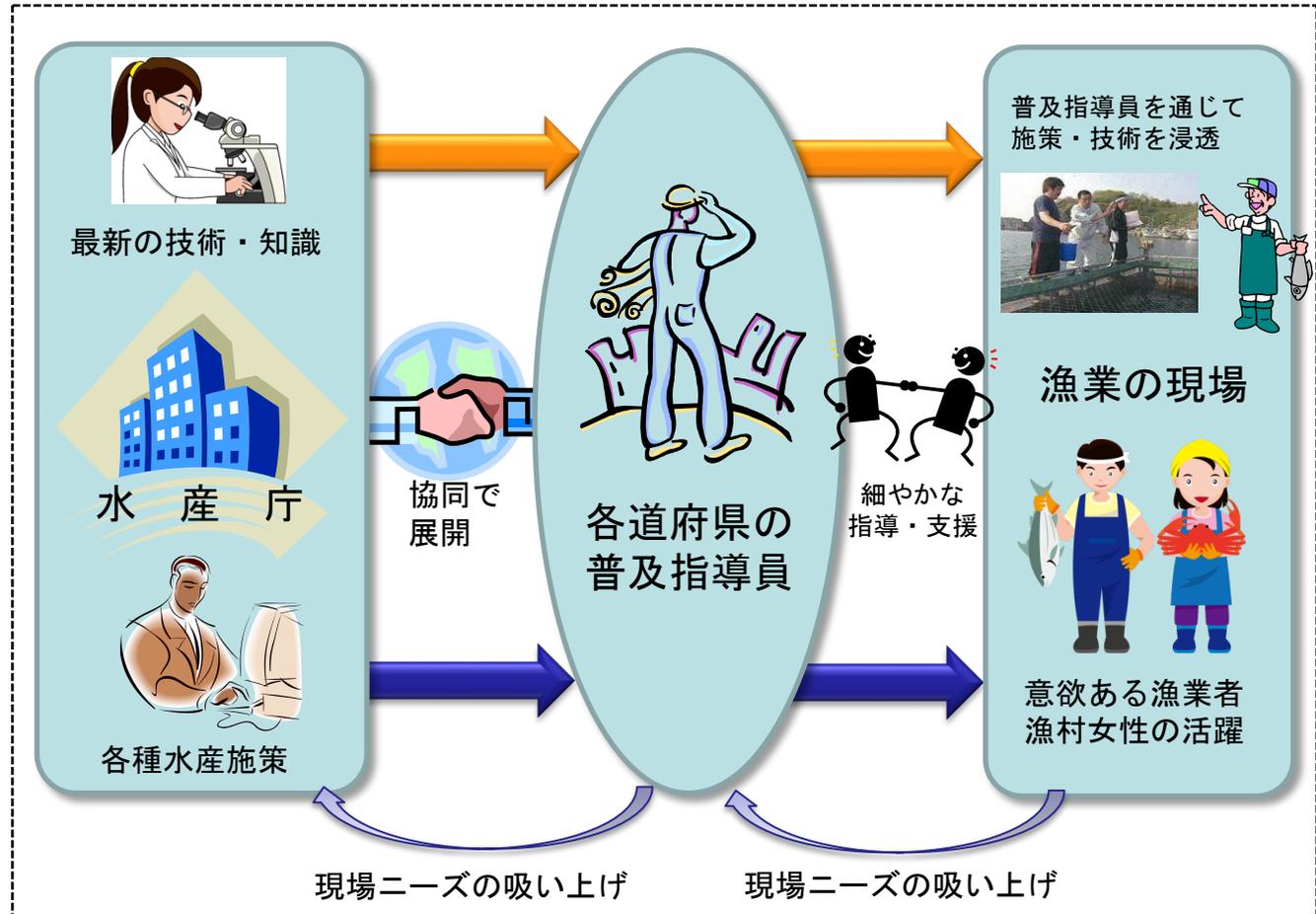
- ・全国420名

○普及指導室設置箇所数（令和6年度）

- ・全国140カ所

【主な普及活動内容】

- 栽培漁業の指導（採苗、種苗の中間育成、放流場所・時期・方法等）
- 資源管理型漁業の指導（管理の必要性の啓発、計画策定、実施方法等）
- 養殖指導（採苗、実施時期、餌料・投餌、投薬、病害対策等）
- 意欲ある担い手の確保・育成



水産業普及指導体制の状況

水産業普及指導員数、普及指導室設置箇所数ともに減少傾向であったものの、近年はほぼ横ばいで推移。

○普及指導員数の推移

(単位：人)

	H27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
普及指導員数	443	437	438	437	442	433	433	427	422	420

(資料) 水産庁研究指導課調べ

○普及指導室設置箇所数の推移

(単位：箇所)

	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
設置箇所数	141	140	139	140	140	140	141	140	140	140

(資料) 水産庁研究指導課調べ

水産業改良普及事業の実施体制

農林水産省 (基本的な運営指針、国家資格試験、研修、普及事業交付金)

普及事業の実施方針
道府県の活動支援

道府県 (普及指導、試験研究、研修教育の一体的な活動展開)

《普及指導員》

水産技術・知識の普及指導を担当
(420人(36道府県:R6年度))

普及指導員室
(全国約140ヶ所)

〔主な課題〕

- ◇ 資源管理、増養殖の推進による漁獲安定・向上
- ◇ 漁獲物の流通・加工・販売改善による収入安定・向上
- ◇ 青年・女性漁業者の育成・活動支援
- ◇ 効率的かつ安定的な経営体の育成推進
- ◇ 魚食普及、地産地消、食の安全・安心の確保

連携

道府県立
試験研究機関

地域の技術開発
ニーズへの対応

高度な技術
開発要望

試験研究
独立行政法人

開発成果の
情報提供

産官学連携

民間企業
大学等

地域連携

地域関係機関
市町村、漁協等

技術開発ニーズ
政策課題の把握

技術指導・経営指導
各種水産施策の展開

漁村地域 漁業者 青壮年・女性グループ
漁業士(指導・青年)

水産業改良普及事業の運営について

- 水産業改良普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な方針を明確化・共有できるよう、国が普及事業における基本的課題等を示した運営方針を策定。
- 都道府県は、これを基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。

【国】
国が策定する運営指針

運営指針策定
時の意見聴取

【道府県】
運営指針を基本に、都道府県が実情に即して定める実施方針

運営指針の概要

【普及指導体制の整備に関する基本的事項】

- 普及指導活動が適切に実施されるよう、水産業普及指導員室の設置及び、適正な人員・能力の普及指導員の配置。
- 普及指導活動の企画立案・総括・指導等を担う水産業革新支援専門員の配置。

【普及指導員の資質の向上に関する基本的事項】

- 国が行う研修との関連を留意しつつ、普及指導員の年齢、普及活動に対する習熟度等に応じて研修を実施。
- 試験研究機関の職員等との人事交流についても、積極的に取り組む。

【普及活動の効率化に関する基本的事項】

- 以下の重点的課題に、地域の水産業の実情を踏まえつつ取り組む。
 - ①意欲ある担い手の育成・確保
 - ②水産物の生産から消費に至る取組の展開。
 - ③資源管理・つくり育てる漁業のための意識啓発及び技術普及。
 - ④漁場環境保全のための意識啓発及び技術普及。
 - ⑤東日本大震災からの復旧・復興に向けた支援。

【その他普及事業の運営に関する基本的事項】

- 各種行政施策・関係機関等との連携の確保
- 高齢漁業者の役割の明確化
- 水産業教育の推進
- 時代の要請に即した普及事業の推進

水産業改良普及事業交付金等の状況

- 国から都道府県に対し、普及事業に要する経費の一部について「水産業改良普及事業交付金」を交付。
- 水産業改良普及事業交付金は、三位一体改革により、国の農政課題の推進に不可欠な普及事業の基本的枠組みを確保しつつ、平成18年度に大部分を税源移譲（一般財源化）。

○水産業改良普及事業の推移

(単位：億円、%)

		平成 17年度	18年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
水産業改良普及事業費		38	37	32	30	31	30	30	30	29	29	29	29	29
対前年度比 (%)		0.0	▲ 1.8	9.5%	▲ 5.7%	2.7%	▲ 1.7%	▲ 1.1%	▲ 0.2%	▲ 2.5%	▲ 2.3%	0.3%	▲0.6%	0.3%
財源 内訳	普及交付金	5.5	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	対前年度比 (%)	0	▲ 83.4	▲ 2.0%	0.0%	▲ 0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	▲ 0.8%	0.8%	▲0.4%	▲0.0%	▲0.1%
	一般財源	32.1	36.4	31	29	30	30	29	29	29	28	28	28	28
	対前年度比 (%)	0	12.1	9.8%	▲ 5.9%	2.8%	▲ 1.7%	▲ 1.1%	▲ 0.2%	▲ 2.5%	▲ 2.3%	0.4%	▲0.6%	0.3%

(資料) 水産庁研究指導課調べ、実績額。

水産業改良普及事業の法的位置付け

水産基本法

【第23条第1項】

国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、**漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。**

【第27条】

国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、**地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。**